

事務連絡
令和4年5月12日

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食・食育主管課
各都道府県私立学校主管課
各国公立大学附属学校担当課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「じゃがいもによる食中毒を予防するためにできること」の周知について（依頼）

標記について、農林水産省消費・安全局食品安全政策課から、別添のとおり令和4年4月25日付事務連絡で依頼がありました。

については、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校等に対して、各国公立大学法人におかれては、管下の学校に対して、御周知くださるようお願いいたします。

（本件担当）

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課食育推進係

TEL：03-5253-4111（内線 2694）

FAX：03-6734-3794

E-Mail：shoku@mext.go.jp

事 務 連 絡
令和 4 年 4 月 2 5 日

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課 御中

農林水産省消費・安全局食品安全政策課

「じゃがいもによる食中毒を予防するためにできること」の周知について（依頼）

じゃがいもに含まれる天然毒素を原因とした食中毒の多くは小学校等で発生しており、その防止のためには、教育関係者へ必要な情報の周知を徹底することが重要です（発生状況については下記食品安全委員会及び厚生労働省 HP 参照）。

農林水産省では、学校や家庭等の菜園でじゃがいもを栽培、保存、調理する時の注意事項をまとめたリーフレット「じゃがいもによる食中毒を予防するためにできること」を作成し、当省のウェブサイト上で公開するとともに、貴省の協力を得ながら、小学校等の教育関係者への周知を進めてきたところです。

この度、リーフレットの内容を解説した動画（植え付け編、栽培編、収穫・保管編、調理編の計4編）を作成するとともに、リーフレットの内容を一部改訂しましたのでお知らせします。

新年度を迎えたことから、じゃがいもの栽培から調理実習等の適切な管理による食中毒の予防のための本リーフレット、動画の活用について、小学校等の教育関係者の皆様に対し、改めて周知いただきますようお願いいたします。

リーフレットと動画は以下の URL から御覧いただけます。リーフレットは、ダウンロード、印刷してご利用いただければ幸いです。

リーフレットや動画の内容に関する学校関係者からのお問合せについては、以下の担当者に直接御連絡いただくようお願いいたします。

○ジャガイモによる食中毒を予防するために(農林水産省)

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/foodpoisoning/naturaltoxin/potato.html>

ご参考：

食品安全委員会 HP「生活の中の食品安全 -ジャガイモによる食中毒について知ろう！-

https://www.fsc.go.jp/e-mailmagazine/mailmagazine_h2906_r1.html

厚生労働省 HP「食中毒統計資料」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/04.html

担当：農林水産省消費・安全局食品安全政策課

情報発信企画・評価班

柚賀、吉武、高見、森

E-mail：shokuseika_joho@maff.go.jp